

## 第 52 回 APPA フォーラム コミュニケ（当委員会仮訳（抄））

フィリピン国家プライバシー委員会（NPC）は 12 月 2 日-3 日、フィリピンのセブにおいて、第 52 回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラムを主催した。

2 日間、APPA メンバー及び招待されたゲストは世界的なプライバシーの動向について議論し、国内での経験について意見交換を行い、アジア太平洋地域にまたがる教育や執行に関する協力の機会を探求した。

フォーラムは 5 機関から成る APPA 運営委員会の支援によって開催され、14 の APPA メンバー機関が参加した。

### 1 日目（メンバー限定及びクローズド・セッション）

NPC 委員長レイモンド・E・リボロ氏は第 52 回 APPA フォーラムを開会し、メンバーをフィリピン・セブに歓迎した。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州の情報プライバシー・コミッショナー・オフィス（OIPC BC）は APPA 事務局及び APPA 運営委員会の議長として、運営事項のアップデートを報告して 1 日目のセッションを始めた。

続いて、各 APPA 作業部会から報告があった。コミュニケーション作業部会は、APPA メンバーによって行われた Privacy Awareness Week（PAW）2019 の活動、PAW 2020 の計画及びその他コミュニケーションに係る継続的なイニシアティブについて概要をプレゼンした。次に、テクノロジー作業部会から、最も発生が多いデータ漏洩の形態及び管理についての調査結果が共有されるとともに、比較プライバシー統計作業部会は、苦情処理に関する調査報告を行った。

その調査及び研究に基づいて、オーストラリア・ビクトリア州 OVIC は、非識別化及びオープンデータから得られる教訓を共有した。同時に、カナダ OPC は原住民の情動的側面について話した。

ジュリスディクション・レポートがプレゼンされ、まず法改正及び立法上の進展から開始された。オーストラリア OAIC は、提案されたデータ共有・開放に係る法制化について議論した。韓国 PIPC は、個人データ保護の 4 つの基本計画について話し

た。シンガポール PDPC は、アカウントビリティへのシフト及びデータ共有契約に係る実用的なガイダンスを報告した。カナダ OPC、ニュージーランド OPC、日本の個人情報保護委員会は、それぞれのプライバシーに関する法令のレビューや現代化についてアップデートを報告した。

調査及び執行に関する重要な進展について、米国 FTC、メキシコ INAI、カナダ OPC、日本の個人情報保護委員会、カナダのブリティッシュ・コロンビア州 OIPC 及びフィリピン NPC より報告があった。フィリピン NPC 及びオーストラリアのビクトリア州 OVIC は、同様に、教育及び普及活動について共有した。

午後に入り、米国 FTC、英国 ICO、香港 PCPD、カナダ OPC、フィリピン NPC 及びシンガポール PDPC より、データ保護に係る調査及び執行に関する詳細な報告が行われた。ニュージーランド OPC、ブリティッシュ・コロンビア OIPC、カナダ OPC 及びオーストラリア OAIC は消費者保護に関するプライバシーの懸念について報告し、カナダ OPC、米国 FTC 及びオーストラリア OAIC はプライバシーとソーシャルメディア及びデジタルプラットフォームについてプレゼンを行った。

また、1日目は次のトピックに関する議論も行われた。

- 英国 ICO より、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（今はグローバルプライバシー会議（GAP）として知られている）のアップデート
- カナダ OPC 及びブリティッシュ・コロンビア OIPC より、グローバルプライバシー執行機関ネットワークのアップデート
- メキシコ INAI より、データ保護に関するイベロアメリカンネットワークに関するアップデート
- 米国 FTC より、APEC 越境プライバシールール（CBPR）システム及び越境プライバシー執行取極

韓国 PIPC は、APPA メンバーのデータ保護に関する法令や規制について情報共有するためのオンラインプラットフォームを立ち上げることを提案し、コミュニケーション作業部会がこのプロジェクトを取り扱うこととされた。オーストラリア OAIC は、APPA メンバーによる GPA への参加について議論するとともに、決議案の実行を監視するためのテンプレートを使うことも提案した。

この日は、香港がマカオと共催する予定の第 53 回 APPA 会合についてのプレゼン及び写真撮影で締めくくられた。

## 2日目（ブローダー・セッション）

2日目のセッションは、香港 PCPD 及び英国 ICO からのプライバシーと公的活動に関する議論で始まった。

次に、英国 ICO、韓国 PIPC、日本の個人情報保護委員会及びフランス CNIL から、GDPR における個人データ流通のためのイニシアティブを含む、GDPR 遵守に係るアップデートについてプレゼンを行った。この点に関連して、日本の個人情報保護委員会は、世界的なデータ流通に関する最近のイニシアティブについて紹介した。オーストラリア OAIC 及びシンガポール PDPC からは、データ・ポータビリティに関する報告もあった。同時に、GSMA は「規制の試験空間」及びそれがどのように越境データ移転を助けるかについて話した。

次のパネルディスカッションでは、二国間協定及び ASEAN の発展に関するアップデートが扱われた。これらは、シンガポールと香港・フィリピン・英国間の二国間協定、米国・メキシコ・カナダ協定、ASEAN データ保護プライバシーフォーラム、ASEAN データ分類枠組及び越境データ移転メカニズム、ASEAN データ・イノベーション・フォーラム等を含む。

### コミッショナーの任命及び退任

この会合はメンバー機関において、以下のとおり任命及び退任があったことを認識した。

Ms. Josefina Román Vergara は 2019-2026 年の間メキシコ INAI の委員に任命された。

Dr. Nelson Remolina Angarita は、Mr. German Bacca Enrique Medina に代わって、コロンビア産業・商業管理局の個人情報保護副長官に任命された。

Mr. Hyun Joon Kwon は、Mr. Jeong Hyun Cheol に代わって、韓国インターネット振興院副長官に任命された。

丹野美絵子氏は嶋田実名子氏の退任後、日本の個人情報保護委員会の新しい委員長に任命された。

### 次回会合

第 53 回 APPA フォーラムは 2020 年 5 月に開催される予定である。